

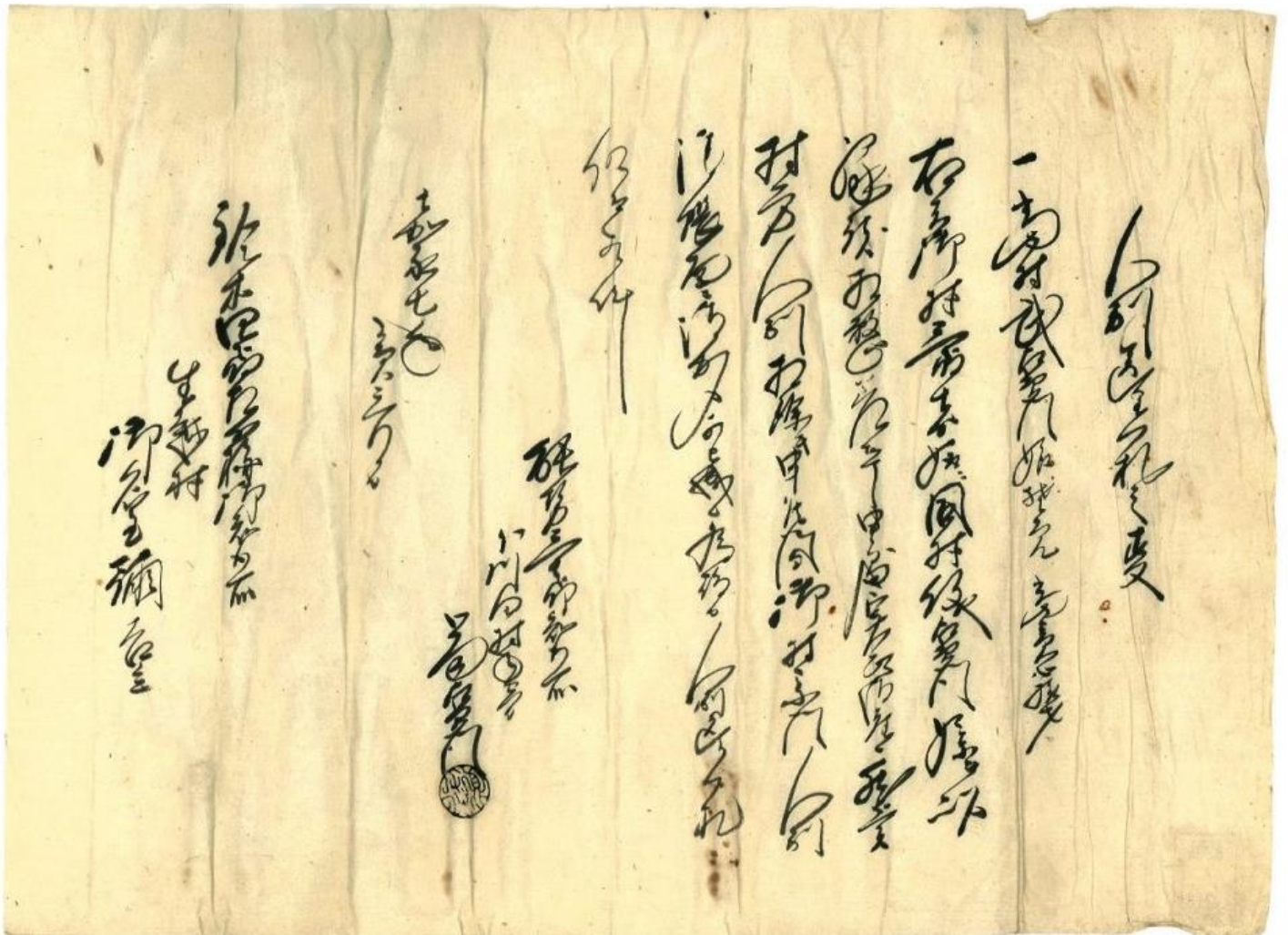
⑩ 人別送り一札之事（結婚送り）

嘉永7年（1854）3月

この史料は、江戸時代に庶民の籍を村外に移動させる際に村役人が作成した「人別送り状」です。江戸時代には現在でいうところの婚姻届は存在しませんでした。したがって、この「人別送り状」によって婚姻の事実を村が把握していたと考えられます。また、結婚にともなう「人別送り状」には、当人達の他、媒酌人の名前が記されることが一般的で、当時の婚姻において媒酌人の立場が非常に重要であったことを窺わせます。

林成一家文書 P8204 No.316

（利根郡昭和村生越）



【16】 人別送り一札之事（結婚送り）

〔釈文〕

人別送り一札之事

一当村武右衛門娘そめ 当寅式拾才

右者、御村三郎右衛門娘ニ同村儀右衛門媒ヲ以

縁談相整差遣し申处、実正ニ御座候、然上者

村方人別相除キ申候間、御村宗門人別

御帳面ニ御加入可レ被レ成候、為ニ後日一人別送り一札、

仍而如レ件

〔読み下し文〕

人別送り一札の事

一当村武右衛門娘そめ 当寅式拾才

右は、御村三郎兵衛よめに同村儀右衛門 媒（なかだち）を以て

縁談相整あいととのい、差し遣わし申す处、実正じっしょうに御座候、然しかる上は

村方人別相除き申し候間、御村宗門人別

御帳面に御加入成さるべく候、後日の為人別送り一札

仍て件の如し

能勢三十郎知行所

下川田村年寄

藤右衛門印

嘉永七年

寅三月日

鈴木四郎左衛門様御知行所

生越村

御名主弥吉殿

能勢のせ三十郎知行所

下川田村年寄

藤右衛門印

嘉永七年  
（一八五四）

寅三月日

鈴木四郎左衛門様御知行所

生越村おこせ

御名主弥吉殿